

# 女性対象の公共職業訓練に関するノート

## — その歴史的変遷を中心として —

職業訓練大学校 田中萬年

### はじめに

最近、各地の職業訓練施設の指導員の方がたより女性の訓練問題についての問い合わせが少なくない。このような背景は、近年の女性の就労人口の増加が労働力の需給関係に次第に大きな影響を及ぼし始め、この女性労働人口の増加は、人口の高齢化、および高学歴の進化とともに、現下の労働問題の三大要素となっており、このことに職業訓練の対応が期待されているからであろう。

したがって、昭和61年5月に制定された（第四次）「職業能力開発基本計画」においても、「企業内訓練」においては「女性労働者の職業能力開発の充実」を、また「公共訓練」においても次のような計画を掲げている。

『女子が多様な分野で、基礎的あるいは専門的な技術を身につけることができるよう、婦人就業援助施設によるものも含め、女子の職業能力開発の機会の充実に努める。特に、育

児を終えて再び労働市場に参入する女子に対する再参入に備えて必要な知識及び技能を修得するための訓練等の拡充に配慮する。』

ところで、公共職業訓練では従来も女性を対象とした訓練は実施してきた。その入校状況は表1-1のように全国的には養成訓練で1割強、能力再開発訓練で3割弱と未だ男性に比べると少ないものの、近年少しずつ増加の傾向にある。また、これを設立母体別にみれば、雇用促進事業団立より都道府県立が多くなっている。しかし、この傾向は最近の訓練科の再編成により女性が受講しやすいサービス関連の訓練科が飛躍的に拡大しているため（拙稿「公共職業訓練施設再編成の実情」、『職業訓練研究』第7巻1989年3月参照）、若干は接近しつつあると思われる。

このように、女性の訓練が益々重要になってきたため、本誌においても1/1990号で「女性の職業能力開発をめざして」の特集が組まれている。しかし、女性の訓練がいかなる歴史的変遷の中で展開してきたのかという実態については、

表1-1 公共職業訓練施設に占める女性訓練生の比率(%)

区 分	S.49	S.50	S.53	S.54	S.55	S.56	S.57	S.58	S.59	S.60	S.61	S.62
能力再開発訓練	35.0	27.0	25.7	25.8	28.9	28.7	38.9	37.9	35.9	29.4	36.3	29.7
養成訓練	都道府県立		12.7	13.2	14.7	15.8						
	事業団立		0.5	0.7	0.7	1.4						
計	7.3	7.	9.2	9.7	11.0	12.2	13.4	12.5	13.3	14.0	14.1	13.7
合計	14.5	18.4	18.0	18.8	21.4	22.1	27.7	27.3	26.9	23.7	28.5	

（出典）昭和53年より56年までは森英良『職業訓練の現状と課題』昭和57年より、その他の年度は労働省婦人（少年）局『婦人労働の実情』各年度版より率を、野見山真之『新時代の職業能力開発』昭和62年、より人数を参照して算出

必ずしも明かではない。そこで、その変遷の過程から女性を対象とした今後の訓練の改善のための手懸かりを得ることを目的として分析を試みた。この結果は先の特集記事との重複がないようなので、本誌を借りて発表させて戴く次第である。

## I. 女性対象の訓練の変遷

女性対象の訓練は、当然職業訓練の設立とともに始まる。すなわち、職業訓練は何も男性を対象として始まったわけではなく、“社会的弱者”としての国民を対象に成立したのであり、その中に当然ながら女性が含まれていた。

われわれの調査によれば、職業訓練の「成立期」と呼んでいる昭和13年以前では、「公共職業訓練」の大半が女性向きといえる“裁縫”などの職種が全体の4割近くを占めていた。しかも、その他の種目でも女性を除外したということは明確ではないので、女性の受講者の割合はかなり高いことが予想される。

このような状況が、満州事変を経て次第に重工業関連の技能者養成の要請が高まる下で、当然ながら男性を対象とした訓練となってきた。その制度は、昭和13年改正の「職業紹介法」において、初めて法文中に「職業補導」が規定された後、いわゆる「機械工補導所」（3カ月）が制度化される過程で確立してきた。しかし、その中にあると、東京府は昭和14年に「女子機械工補導所」（2カ月）を設立し、機械工の分野でも女性対象の訓練の可能性があるという実証の先鞭をきっていた。この東京府の例に倣って、昭和18年には「大阪府立女子機械工補導所」を設立したのであった。さらに、戦火が激しさを増すにつれ、女性の“職場進出”は昭和

18年ごろには全労働者の45%を占め、女性を対象とした訓練の制度化が更に要望された。

それは昭和18年10月の「女性勤労働員二伴フ航空機関係職業補導施設拡充ニ関スル件」通牒により「女子補導所」の全国的な設置となって現れた。具体的には、事務員補導21箇所、機械工補導20箇所、製図工補導10箇所、板金工補導6箇所、化学分析工補導3箇所、計60箇所が増設された。しかし、これらの訓練の実態を解明できていないが、訓練期間が1～3カ月であったことを考えると、前述の“女子機械工補導所”の訓練体系と大差はなかったと思われる。

やがて第二次世界大戦も終わり、新憲法に基づく職業訓練が再発足することとなった。公共職業訓練に関しては、失業者の勤労権の保証のための学習権の保障としての訓練補導であったが、国土が焼け野原と化した当時は、まずは国民の衣食住の確保のために重要となる訓練職種が推奨された。したがって、戦前の機械工中心の訓練から、建築・木工・木船工・裁縫・食料品などの職種に“転換”しての再発足であった。すなわち、新憲法は、「男女平等」を唱えており、女性のための訓練を取り立てて強調することはなかったが、これらの中で、女性を対象とした職種がやはり少なくなかったのが特徴と言える。（以上、拙著『わが国の職業訓練カリキュラム』、燭台舎・職訓大生協、1986年参照）

それでは、先の表1-1以前の戦後の女性訓練生の入所状況はどうであっただろうか。その実態は表1-2のとおりである。

ここで、先の第1-1表を再検討すると、昭和50年の「国際婦人年」の時期を境にして女性の受講者が特に拡大したことは認められない。むしろ、次表の女性訓練生数の変遷の実績が示すように、職業訓練法制定（昭和33年）以前の

時代が女性の受講者率が高かったことに注目すべきであろう（ただし、昭和30年代までの拡大は中高年者よりも若年者、中でも新規中学校卒業者が増えたと予想される）。つまり、当初に

表1-2 公共職業補導(訓練)所女性入所者率(%)

区 分	S.24	S.26	S.28	S.30	S.32	S.40	S.42	S.44	S.46	S.48
都 道 府 県 立	26.6	28.5	33.8	30.9	31.9					
事 業 団 立				16.3	16.2					
障 害 者 施 設		20.0	27.8	26.9	30.5					
合 計		28.1	33.5	29.9	29.9	1割強	11.9	12.1	11.7	15.3

(出典) 昭和32年までは職業安定局『労働市場年報』より作成、以降は婦人少年局『婦人労働の実情』各年度版より作成

指摘したように、公共職業訓練は女性を特に区別して戦後再発足したのではなかったが、職業訓練法が、職業補導時代に比べ重化学工業の技能者養成という性格が強調されたことにより、女性の入所率が相対的に減少したためと考えられる。それは、特に事業団立に顕著に認められる。このことは、この間の女性に対する職業訓練の方針や施策が今日ほど強調されず、具体的に出ていなかったこととも関係があるかも知れない。つまり、女性の訓練生に関する統計が森局長の文献を除けばこれ以前の職業訓練関係の文献で紹介されず、どうにか『婦人労働の実情』にわずかに掲載されていることが物語っている。

当然ながら、訓練を展開している施設では、この間に初期の女性を対象とした訓練の経験の伝承が途絶えたと思われる。このような変遷を経て、冒頭に紹介したような今日の労働問題の変化に合わせ、女性の訓練が再度強調されているとも解釈できる。

以上のような統計に現れた女性の訓練生にかんする変遷の実情を把握したうえで、次に個別の特に女性の訓練を中心的に展開した施設を分析してみたい。

## Ⅱ. 女性中心訓練施設の変遷

上記の目的のために、表2に掲げる施設の変遷を各校の『事業概要』は、紹介してみたい。ここでこれらの施設に対し、資料をご提供頂いたことを厚くお礼申し上げます。

表2のように、女性を中心とした施設は残念ながら、いわゆる6大都市のみであり、その他の地方での女性単独の施設はこれからという状況であろう。このことが、冒頭に述べた問い合わせにもなっているものと思われる。また、表のように、女性を主に対象とした訓練施設であっても、さまざまな形態があることがわかる。

ここで、昭和50年の「国際婦人年」に関して施設の増設は認められない。また、表2では、神奈川県立紅葉ヶ丘高等職業技術校のように、途中、「紅葉ヶ丘女子専修職業訓練校」と「女

表2 女性中心訓練施設と設立時名称

東京都立お茶の水高等職業技術専門校
昭和13年11月設立 補導講習所
東京都立牛込高等職業技術専門校
昭和17年3月設立 軍人遺族職業補導所
愛知県立女子高等技術専門校
昭和21年11月設立 名古屋裁縫補導所
京都府立女子高等技術専門校
昭和21年11月設立 経理事務公共職業補導所等
神奈川県立紅葉ヶ丘高等職業技術校
昭和21年12月成立 横浜第一建築工補導所
神奈川県立藤沢高等職業技術校
昭和22年2月設立 婦人職業補導所
大阪府立夕陽丘女子高等職業技術専門校
昭和24年4月設立 中央公共職業補導所
東京都立新宿婦人高等職業技術専門校
昭和31年10月設立 家事サービス公共職業補導所
兵庫県立婦人高等技術専門校
昭和39年1月設立 神戸家事サービス職業補導所

子」を名称に入れていたのであるが、今日ではその「女子」を削除している施設もある。ここでは、男女雇用機会均等法の施行に伴い昭和61年度より男女を問わない現在の名称に変更されたとのことである（藤沢では昭和36年に「婦人」を削除している）。この名称変更は、「男女平等」の在り方とは何かを考えさせられた次第である。

また、これらの女性を主に対象とした施設においても訓練施設の方針や目的に、特に女性のための訓練という規定を明記している施設は少ない。例えば、東京都立新宿婦人高等職業技術専門校が「中高年婦人を対象として、職業に必要な能力再開発訓練を通じて有為な職業人を養成する」、京都府立女子高等技術専門校が「女性の特質を生かせる職業に必要な知識と技能を指導」する、兵庫県立婦人高等技術専門学院が「女子求職者の就職促進のため、職業能力開発促進法の主旨に基づいてその知識と技能を向上させる」という規定のみである（ただし後述のように、パンフレットに施設や訓練科の対象者が婦人対象であることを明記している施設は他にもある）。

表3 戦後婦人中心訓練施設9校の訓練科の新廃設の状況

区分	昭和33年まで	昭和44年まで	昭和53年まで	昭和60年まで	昭和61年以降	
裁断・縫製	新設	洋裁㉔, D, F, ㉕, ① 和裁㉔ 洋裁 C, D 編物 C, G, I 手芸 F, G 男子服 I	編物 F 縫製 F 手芸 I 洋服 I 刺しゅう I	服飾 D	ミシン縫製㉔ 縫製技術 D 縫製①, ①	アパレル技術㉔ アパレル技術系① 服飾デザイン⑤
	廃止	手芸 G 洋裁 F 男子服 I	編物 C, I 洋服 D 手芸 F, I 刺しゅう I	洋裁 D	洋服 C, I 服飾 D 編物 G	縫製技術 D 縫製 F 編物 F
電気機械	新設	ラジオ I	ラジオ・テレビ D			
	廃止	ラジオ I	ラジオ・テレビ D			
革・印刷	新設	謄写印刷 A, F, G, I	軽印刷 G 写真植字 D	軽印刷 A 事務印刷 A タイプ製版 A	和文タイプ製版 A	フィニッシュアート ④
	廃止	謄写印刷 F	謄写印刷 G, I	謄写印刷 A 軽印刷 A 事務印刷 A	タイプ製版 A 写真植字 D	和文タイプ製版 A 軽印刷 G
飲食料品	新設			給食調理 B, H 調理⑧ 給食①, ①		食品サービス系⑤
	廃止			給食調理 B, H		
建設	新設	建築 G		インテリアサービス B	ビルクリーニング⑧	
	廃止			建築 G	インテリアサービス B	
製図・試験	新設		写図 C, I 機械製図 I	トレース I		
	廃止			写図 C, I 機械製図 I	トレース I	
事務・サービス	新設	英文タイプ④, I 和文タイプ A, I 経理事務 A, F, I 美容⑤ 速記 G, I 事務珠算 I 通訳 I	経営実務 A 経理 D 家事使用人 F, H ホームヘルパー F, H 人材セミナー F 事務 F, G 秘書事務 I 意匠図案 I	経理事務④, ⑤, G 家政 B, ⑤, ①, I 福祉ヘルパー⑧ ルームサービス B 電子計算機 D デザイン D, ① 経営実務 F	ビジネス文書④ 事務⑧ 経理事務 C, G 販売④, ⑤ 経理事務④, G 情報処理 D 企業事務④ 一般事務⑧ 経理ビジネスコース ① OA ビジネスコース ① 福祉ヘルパー①	情報処理系⑧ デザイン系⑧ オフィスシステム系 ⑧ 福祉サービス系⑤ ビジネス実務系⑤ 福祉ヘルパー⑤ 情報経理⑤ ビジネス文書④ OA 事務④ 英語ビジネスコース ①
	廃止	速記 G, I 事務珠算 I 通訳 I	経理事務 F ホームヘルパー H 事務 F, G 意匠図案 I	家政 B ルームサービス B 家事使用人 F, H ホームヘルパー F 経営実務 F 人材セミナー F	経営実務 A 和文タイプ A, I 経理実務 C 英文タイプ I 家政 I 経理事務 I, G	経理 D 情報処理 D 電子計算機 D デザイン D 経理事務 G 秘書事務 I

(注) 縦軸は「職業分類」による区分。ただし、「各種製品製造」の塗装科(G校のみ)は除外した。アルファベットは訓練施設名。E校は現存の科のみ。○印は廃止等がなく、現存の科。「廃止」科には他校への移設および名称変更を含む。昼間・定時制の区別せず。委託訓練は含まず。

### Ⅲ. 女性中心施設の訓練科の変遷

次に、これらの施設が女性対象の訓練を展開するうえで、その確立を図るためにどのような訓練科（種目）を実施してきたかを整理すると表3のようになる。表では全体の傾向を把握するために個別の施設別とせず整理した。表3にみるように、これらの科は、全国的に女性の多い（40%以上）科である経理事務科、一般事務科、縫製科、トレース科、洋裁科、製版・印刷科、機械製図科（昭和61年度、野見山真之『新時代の職業能力開発』、昭和62年）および、OA事務科等最近全国的に設置されている科も含まれてはいるが、より多様な科が開設されていることがわかる。また、その経過をみると極めて特徴的な変遷を経ている。このことは、換言すると、これらの施設では訓練の再編成を常に探求してきた証左とも言えよう。一方、逆に時代の変化にもかかわらず、永年にわたり現在まで継続している訓練科もあることを見逃せない。

ところで、今後の女性対象の訓練科を模索するために、近年の女性をめぐる職業に関する女性就職者の拡大状況を見ると、次の表4のような実態が出ている。

表4から、女性をめぐる訓練の在り方に関する方針を打ち出させるのではなかろうか。たとえば、昭和62年5月に「今後の女子再就職援助対策のあり方」研究会が「再就職希望者のニーズに応じた職業訓練」として、「公共職業訓練については、……情報処理、OA機器、老人福祉サービスなどに関する訓練の充実、訓練プログラムの開発および家庭の主婦などのための短期間の能力再開訓練の拡充が必要である」と報告した（『職業能力開発ジャーナル』昭和62年7月号）こととも符合する。

さらに、これらの中で、平成元年7月には、久しぶりの基準の追加として「介護サービス科」、「情報ビジネス科」などが設定されたことは時宜にかなったものといえよう。特に、前者は「介護福祉士」資格に関連しているため、受

表4 女子雇用者数の増加の著しい職業

昭和50～60年に2倍及び 2,000人以上増加した職業 (専門的・技術的職業従事者)	55～60年に50%及び 1,000人以上増加した職業 (専門的・技術的職業従事者)
情報処理技術者	機械技術者
薬剤師	電気技術者
盲学校・ろう学校・養護 学校教員	化学技術者
文芸家、著述家	情報処理技術者
社会福祉事業専門職員	その他の技術者
職業スポーツ家	文芸家、著述家
(管理的職業従事者)	俳優、舞踊家、演芸家
その他の法人・団体の 役員	職業スポーツ家
(事務従事者)	個人教師
電子計算機等操作員	(事務従事者)
(販売従事者)	電子計算機等操作員
小売店主	(販売従事者)
商品販売外交員	商品販売外交員
その他の販売類似職業従 事者	その他の販売類似職業従 事者
(農林漁業作業)	(農林漁業作業)
水産養殖作業	その他の漁業作業
(技能工、生産工程作業)	(技能工、生産工程作業
一般機械器具組立工	及び労務作業)
半導体製品製造工	一般機械器具組立工
その他の電気機械器具組 立・修理作業	半導体製品製造工
その他の飲料品製造作業 者	その他の電気機械器具組 立・修理作業
製図工、写図工	その他のゴム・プラス チック製品製造作業
配達員	その他の飲食料製造作業 者
(サービス職業従事者)	配達員
物品一時預り人、賃貸人	(サービス職業従事者)
	物品一時預り人、賃貸人
	その他の個人サービス職 業従事者

〈出典『国勢調査』より〉

講者の期待も高まることと思われる。つまり、神奈川県的女性訓練生を対象とした調査では、職業資格について、「取れるものなら全部取得したい」が60%、「必要なものだけ取得したい」が28%と、受講者の資格に対する高い関心を示しているからである。

訓練科の開設に関連する問題として、神奈川県的女性訓練生の例であるが、多くは現在在籍している訓練科に「希望どおり」として満足している（86%）。しかし、「希望どおりでない」受講者が全体の13%おり、これらの受講者の中で現在の訓練コースを選んだ理由として、「近くに希望する科目、コースがなかったから」が41%と一番高く、多様なニーズに対応する訓練科・コース開設の重要性を示している。

ところで、女性のためだけの訓練科を新たに新設することは困難を伴うが、そのカリキュラ

ムの改善により可能な訓練科もあるのではなからうか。むしろ、女性を対象とした訓練の問題は、付帯施設の整備にあるようである。すなわち、雇用促進事業団立および都道府県立の指導員有志が集まって、昭和62年2月に神奈川県下で実施した「職業訓練論研究会」の「女子の職場進出と職業訓練」座談会では、「女性の訓練を実施するに当たり、特に男性と区別すべき職種はない。つまり、これまでの訓練の経緯から、女性を受け入れる施設が整備されていないために女性を訓練施設に受け入れにくくしているに過ぎない。したがって、女性用の付帯施設さえ整えれば、何処の訓練施設でも女性の訓練は可能である」との合意が得られたことを思い起こす。もちろん、訓練が可能であることと、女性がその訓練を希望することとは異なるが、女性が希望する訓練科がある施設では、そのような設備が真の職業訓練を保証する「男女平等」の方策といえるのではなからうか。

#### IV. 今後の検討の課題

先に、女性訓練生の入所者が、職業訓練法制定以降減少していたことを紹介したが、この間に初期の女性を対象にした訓練の経験の伝承が間断したと言えるのではなからうか。このような背景の下に、冒頭に紹介したような訓練が再度強調されている。このことは、職業訓練を展開するとき、ある特定の職業訓練の種類や課程の拡大を実施するのではなく、平均的な拡大を常に心がけていなければならないことを意味してはいないだろうか。

ここで、本稿に関して述べれば、女性の訓練について常に問題意識を持って、当面の課題を展開していくことが必要であるということになる。その例として、君津技能開発センターの「将来ビジョン委員会」の報告による表5のような検討枠組みは極めて参考になるといえよう。

君津では上の女性問題テーマの他に、「生涯

表5 将来ビジョン研究枠組

(君津技能開発センター)

機能	テーマ：婦人の職場進出への対応
訓練	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">           新規雇用者・在職者            若年離職者            家庭婦人再就職者            中高年齢者            高齢者         </div> <p>以上各段階における、女子求職者・在職者について必要とされる技能やOA・ME化に対応した技能や資格を取捨選択し、各就業ニーズに即したコースを設定し、対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 在職者、新入社教育の促進。</li> <li>2. 離職者等に対し、再就職促進のため、職場適応訓練、資格取得等の能力再開発訓練</li> <li>3. 所謂キャリアウーマンのための専門技能の訓練。</li> <li>4. ソフト・サービス化に対する訓練。</li> <li>5. 高齢者のための趣味的講座</li> </ol>
調査・研究センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 女子能力開発ニーズの把握。</li> <li>2. 女子求人・求職状況の把握。</li> <li>3. 女子能力開発プログラムの研究開発。</li> </ol>
援助・相談カウンセリング	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中小企業及び商店等の女子従業員に対する教育訓練の啓発・援助。</li> <li>2. 職業紹介システムの確立。</li> </ol>

能力開発体系の確立」、「技術革新への対応」、「経済のソフト・サービス化への対応」、「高齢化社会への対応」というテーマを設定し、常に公共職業訓練のあり方に気がつかっている。そしてこの研究枠組みにより、その時々々の緊急を要する課題についての検討を定期的実施している。このような、多方面の職業訓練に対する目配りを今後は忘れてはならないのではなからうか。

#### おわりに

女性を対象とした訓練問題につき極めて簡単な素描を試みたが、今後の展開に少しでもお役にたてば幸いである。

なお、本稿に関連して、特に訓練の実施上の問題に付いては、神奈川県下の女性訓練生の意識を調査した鎌田智義氏との共著の報告(『職業能力開発ジャーナル』1988年7月)も合わせてご参照頂きたい。